

改正労働安全衛生規則第5条の「厚生労働大臣が定める研修」

# 「安全管理者選任時研修」 5月（長崎）開催のご案内

長崎労働局長登録教習機関

主催 (一社)長崎県労働基準協会 本部

平成17年11月に労働安全衛生法が改正され安全管理者の選任要件として、従来からの学歴と実務経験に加えて、安全管理者選任時研修を修了していることが義務づけられました。

この規定は平成18年10月1日に施行され、これから安全管理者に選任される予定の方は、当該研修を修了することが必要となります。

(一社)長崎県労働基準協会では、厚生労働省より示されたカリキュラムに基づき、資格取得のための研修会を、下記日程で実施することと致しましたのでご案内申し上げます。

## 記

1. 受講対象者 **安全管理者に選任予定の方**
2. 開催日時 **令和8年5月12日(火)** 午後12時50分～午後4時30分  
**5月13日(水)** 午前8時50分～午後5時20分
3. 開催場所 **長崎県勤労福祉会館 4階**  
長崎市桜町9-6

## 4. 受講料・テキスト代

※ 免除価格設定あり。  
詳細は、9. 受講料と免除科目  
についてに記載

会 員 事業場	(一社)長崎県労働基準協会 1名	受講料 …18,700円 (内消費税10% 1,700円)
	<b>20,460円</b> (税込)	テキスト代 … 1,760円 (内消費税10% 160円) (第8版)
一 般 事業場	1名	受講料 …21,340円 (内消費税10% 1,940円)
	<b>23,100円</b> (税込)	テキスト代 … 1,760円 (内消費税10% 160円) (第8版)

## 5. 申込受付について(申込手順)

**『受付開始日 令和8年4月10日(金)』**より

下の申込手順に従って申込みを行って下さい。

- ◆ 業務規定により、下の**申込手順が済まれた方**を先着順に受け付け、**定員74名**に達し次第締め切りますのでご了承下さい。

## 申込手順

《4月10日より 1.電話 2.振込の順番でお願いします》

### 電話したその日に振込ができる方



**最初に必ず電話をする**

電話番号 **095(849)2450**

【受付時間 9:00~17:00 時間厳守でお願いします。】

**1**

順番に  
電話で次のA~Fについて  
順番に  
伝えてください

- A 受講する講習名
- B 事業場名
- C 受講者数
- D 振込
- E 電話番号(連絡先)
- F 担当者名

**2**

振  
込

- 振込をすませる
- 申込書(本人確認書類を貼付)を郵送する

申  
込  
完  
了

## 6. 申込先・問い合わせ先

〒852-8117 長崎市平野町12-11  
井手ビル2F  
TEL 095 (849) 2450  
**(一社)長崎県労働基準協会**  
登録番号：T5310005000711

## 《 振 込 先 》

取引銀行 十八親和銀行 本店営業部  
「普通預金」0216946  
フリガナ シヤ)ナガサキケンロウトウキジュンキョウカイ  
口座名義 一般社団法人長崎県労働基準協会

## 7. 申込みの取消し

申込みの取消料は、

◆ **令和8年5月1日(金)17時まで** ⇒  
**その後は返金できません**のでご了承ください。

受講料の全額返金

## 8. 受講券

申込みと同時に受講券を発行しますので、研修会開催期間中は、  
毎日受付に提示し、チェックを受けて下さい。

## 9. 受講料と免除科目について

	免除対象者	安全管理	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	安全教育	関係法令	受講料(税込)	
						会 員	一 般
①	安全管理者能力向上教育(初任時・定期)を修了したもの(※1)	免除	○	免除	○	9,900	11,220
②	平成12年9月14日付け基発第577号の別添3に基づくリスクアセスメント担当者研修及び平成11年6月11日付け基発第372号の別添2に基づく労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修を修了したもの(※2)	○	免除	○	○	14,960	16,280
③	平成13年3月26日付け基発第177号の別紙1に基づく職長教育講師養成講座(RST)又は別紙3に基づく職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了したもの(※3)	免除	○	免除	○	9,900	11,220
④	上記の※1と2、又は※2と3をあわせて修了したもの	免除	免除	免除	○	5,500	6,160

テキスト代  
(税込)  
円  
**1,760**  
(第8版)

★ 科目免除の方も、全科目受講していただくのが望ましいです。免除科目の受講料で全科目受講できますのでぜひ、受講してください。

## 10. 研修科目・研修時間等

(1日目⇒12:50分まで、2日目⇒8:50分までに受付を済ませて入室して下さい)

日 程	研 修 科 目	時 間	時 間 割
1 日 目 5 月 12 日(火)	・開 講 ・オリエンテーション	10分	13:00～16:30 (途中休憩時間含む)
	安全管理	3 時 間	
2 日 目 5 月 13 日(水)	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	3 時 間	9:00～17:20 (途中休憩時間含む)
	安全管理	1時間30分	
	関係法令	1時間30分	
	・レポート提出 ・修了証交付 ・閉 講	30分	昼休み 12:20～13:20

## 11. 修了証の交付 全科目修了者には、「安全管理者選任時研修修了証」を即日交付します。

※ 遅刻、早退、一時外出等により所定の研修時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。

## ※ 駐車場について

研修会場に受講者が使用できる駐車場はありませんのでご了承下さい。

### 個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、当協会の事業以外の目的には使用致しません。  
なお、本申込書を当協会が受理した時点で、当該利用目的に同意されたものとみなします。

《記載上の注意》

- ・本申込書の本人欄は、本人確認書類に使用されている文字(特に氏名の異体字は正しく)、住所を、ボールペンで正確に記入して下さい。
- ・誤記入の場合 ▶▶ 二重線で訂正し、正しく記入して下さい。(修正テープ等は使用不可)

安全管理者選任時研修

受講申込書

写真 1枚

修了年月日		修了証番号		受講番号	
本人欄	氏名 (フリガナ)			生年月日 昭平 年 月 日 (才)	
		旧姓又は通称の併記希望の有無 (有・無)	(フリガナ) 旧姓又は通称		
	現住所	都道府県			
		(アパート・マンション等名) 号			
郵便番号		電話番号 ( )		携帯番号 ( )	
<b>※ 氏名・生年月日・現住所は本人確認書類と一致すること</b>					
事業者欄	所属事業場名 (フリガナ)				
	所在地	都道府県			
	郵便番号		電話番号 ( )	FAX番号 ( )	
事業場の連絡担当者 所属・氏名	所属	氏名	業種		
免除科目について	免除対象者のみ記入 ①～④のうち該当の□に○印をつけて下さい。 ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ※免除対象者であることを証明するため、修了証の写しを添付してください。				
申込年月日 令和 年 月 日	会員・一般 確認の上○で囲んでください		受講料	名	円
			テキスト代	冊	円
			計		円

全面のりづけ

たて3.0cm×よこ2.4cm  
背景無地

写真裏に氏名記入

申請前6か月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの。

写真用光沢紙を使用すること。

\*サングラス等により顔の一部が隠れているもの・デジタル写真等や不鮮明な写真は受理できないことがあります。

写真照合

1日目		
2日目		

本人確認書類

--

※ ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、本講習の目的以外には使用いたしません。  
本申込書を当協会が受理した時点で、当該利用目的に同意されたものとみなします。

本人確認書類貼付欄

次のいずれか一つを貼り付けてください。  
(ただし、外国籍の方は③は必須です)

受講者必要書類

- 原則として顔写真が有る公的証明書
  - ① 自動車運転免許証 (表面・裏面ともコピー)
  - ② マイナンバーカード (表面のみコピー)
  - ③ 在留カード (表面・裏面ともコピー)
- 前記 1 の添付が困難な方
  - ④ 健康保険証資格確認書 (表面・裏面ともコピー)
  - ⑤ 住民票の写し(6か月以内に発行されマイナンバーが記載されていないもの)…申請書裏面に貼付してください。

\* 修了証記載事項(氏名、住所、生年月日)は、上記公的確認書類のとおり作成します。

# 安全管理者の資格要件について

長崎労働局長登録教習機関

(一社)長崎県労働基準協会 本部

安全管理者は、次の**1**～**2**の何れかの要件を満たさなければなりません。

**1** 労働安全コンサルタントである者

**2** 下記の(1)～(5)の何れかに該当し、かつ、厚生労働省より示されたカリキュラムに基づく研修(安全管理者選任時研修)を修了した者

学 歴		経験年数	実務内容
(1)	大学又は	理科系統の正規の課程を修めて卒業した者	産業安全 の実務
(2)	高等専門学校において	理科系統以外の課程を修めて卒業した者	
	※ 高等専門学校には、専修学校・各種学校等は含まれません		
(3)	高等学校又は	理科系統の正規の学科を修めて卒業した者	
(4)	中等教育学校において	理科系統以外の学科を修めて卒業した者	
	※ 中等教育学校とは、中高一貫教育の学校のことです。中学校ではありません		
(5)	その他	7年以上	

## ◆ 理科系統の学科とは

機械工学科、機械科、金属工学科、造船科、土木工学科、農業土木科、化学科等をいいます。

## ◆ 産業安全の実務とは

安全委員会・安全衛生委員会の委員としての従事経験、生産ライン等における管理業務、その他、他の管理業務と併せ労働災害防止のための管理業務を行った年数などをいいます。

安全管理者を選任すべき事業場(常時50人以上の労働者を使用する次の事業場)

- ① 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- ② 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業